個人データ 開示請求書

下記の必要事項をご記入の上、ご本人または代理人であることの確認書類を添付し、下記弊社個人情報問い合わせ窓口までご郵送ください（郵送料金はお客様のご負担となりますのでご了承ください）。

アキレス株式会社　お客様相談室　〒169-8885　東京都新宿区北新宿 2-21-1　新宿フロントタワー

※ 個人データの開示方法は書面により行いますので、宛先にお客様ご本人、または代理人の連絡先をご記入の上、460円分の切手（定型郵便物料金110円+簡易書留料金350円）を貼った返信用封筒を同封してください。

1. 請求者(ご本人および代理人)の情報

ご本人の情報をご記入ください。

ふりがな	
氏名	㊞
生年月日	西暦　　年　　月　　日
住所	〒　　－
電話番号	－　　－　　※日中ご連絡の取れる電話番号をご記入ください。
E メールアドレス	

請求者が代理人の場合には、下記についてもご記入ください。

ふりがな	
氏名	㊞
生年月日	西暦　　年　　月　　日
住所	〒　　－
電話番号	－　　－　　※日中ご連絡の取れる電話番号をご記入ください。
E メールアドレス	
ご本人との関係	□ 親権者　□ 成年後見人　□ 代理人　□ その他（　　）

（注）お名前とご住所は回答書等を送付する宛先になりますので、正確に記入をお願いいたします。また、連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号またはメールアドレスのいずれか一方は記入をお願いいたします。

2. 個人データの開示請求内容

開示を請求する保有個人データの項目	□ 住所　□ 氏名　□ 電話番号　□ 電子メールアドレス □ その他(その他をご選択された場合は、できるかぎり具体的にご記入ください。)
開示を請求する保有個人データを特定するための事項	保有個人データが記録されている文書等の名称、本人が保有個人データを登録・提供したサービスの内容等請求を行う保有個人データを特定できるような情報をできる限り具体的にご記入ください。

3. ご本人または代理人であることの確認書類

必要な書類の組み合わせ

契約者本人からの請求時：①＋②、法定代理人からの請求時：①＋③、委任代理人からの請求時：①＋④

①	本人確認書類 （右表から一つ）	□ 運転免許証のコピー　□ パスポートのコピー □ 健康保険の被保険者証のコピー　□ 住民基本台帳のコピー □ 在留カードまたは特別永住者証明書いずれかのコピー □ 個人番号カードのコピー（顔写真入りのもので、顔写真が掲載されている面のみ） □ 身体障がい者手帳または療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳いずれかのコピーおよび補助書類（公共料金領収証または住民票）
②	本人からの請求 （右表から一つ）	□ 住民票の写し □ 外国人登録原票の写し （開示の求めをする日から 30 日以内に発行されたものに限る）
③	法定代理人からの請求 （右表の全て）	□ 戸籍謄本、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書、登記事項証明書等その資格を証明する書類
		□ 代理人自身の本人確認書類のコピー　（例：運転免許証のコピー）
④	委任代理人からの請求 （右表の全て）	□ 本人の印鑑証明書　（本請求書に押された本人の印鑑と同一の印影のもの）
		□ 代理人自身の本人確認書類のコピー　（例：運転免許証のコピー）

請求にあたっての注意事項

（注1）本人（又は代理人）であることの証明として、「3. ご本人または代理人であることの確認書類」記載の書類をご郵送ください。必要な書類が全て揃っていない場合は請求を受け付けることができませんので、ご注意ください。

（注2）個人データ開示請求書の太線内は必須記載事項となりますので、ご記入漏れのないようご注意ください。

（注3）ご本人からのご請求の場合には、ご記入頂いたご本人のご住所にお送り致します。親権者または代理人からのご請求の場合には代理人のご住所、任意代理人の場合にはご本人のご住所にお送り致します。

（注4）回答につきましては、請求書を受付後、約 1～2 週間程度かかりますのでご了承ください。

（注5）本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）のコピーをご郵送される場合は、裏面のコピーは不要です。また、住民票の写しについては『個人番号（マイナンバー）』が非表示のもの、または『個人番号（マイナンバー）』が表示されている場合は、当該箇所を黒く塗りつぶすなどしたものをご郵送ください。

（注6）本請求手続により取得した個人情報は、開示手続きに必要な範囲で利用いたします。ご提出いただきました本人または代理人確認書類は、開示手続きの終了後、速やかに廃棄いたします。

（注7）本書類の記載事項や確認書類に不備がある場合、お客様の請求する情報が存在しない場合、または個人情報の保護に関する法律において開示しないことができるとされている場合には、当該情報の開示をいたしません。この場合、その旨を原則として郵送にて通知いたします。